

令和 8 年度一般廃棄物組成分析調査 業務委託仕様書

1 業務の目的

令和 6 年度における福島県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国ワースト 1 位となっていることから、ごみ排出量が多い原因を究明し、より効果的にごみ排出量を削減する取組を進める必要がある。

本調査は、一人当たりの一般廃棄物の排出量が多い浜通りの市町村を中心に組成分析調査を行い、東日本大震災（以下、「震災」という。）の被災地の傾向を把握するとともに、搬入量が多く、削減の余地がある廃棄物の種類を把握することで、震災による影響及び今後の廃棄物削減対策を検討するためのデータを取得することを目的とする。

2 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

3 業務の内容

- 6 市町内の戸建住宅が多い地域と集合住宅が多い地域を調査対象とし、浜通りの市町村は「もともと調査市町村に住んでいた人が多い地域」と「震災後に他から移住してきた人が多い地域」を調査対象とする。
- 調査は、夏季（8～10月）及び冬季（12～3月）に各 1 回実施する。
- 具体的な調査日程については、発注者及び調査を実施する市町村と協議のうえで決定する。
- 6 市町村の廃棄物焼却施設に搬入される家庭系の燃えるごみについて、発注者の指定する場所で組成分析を行う。
- 市町村が指定した廃棄物搬入車両を対象に、150kg 程度のごみを任意に抽出する。抽出した廃棄物の写真を撮影するとともに、重量を測定し記録する。
- 抽出したごみは、別紙 1「県燃えるごみ組成分析調査 組成分類表」の分類に従い選別し、組成毎に重量を 0.1kg 単位で測定し、別紙 2「ごみ重量記入シート」に記入する。重量測定時には、記録として組成毎に廃棄物の写真を撮影する。
- 組成分析調査後の廃棄物については、調査を行った市町村の指示に従い、適正に処理する。

○各季調査毎の検体数

	市町	対象地域	実施時期	回数	ごみ重量
1	南相馬市	もともと調査市町村に住んでいた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		震災後に他から移住してきた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
2	広野町	もともと調査市町村に住んでいた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		震災後に他から移住してきた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
3	いわき市	もともと調査市町村に住んでいた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		震災後に他から移住してきた人が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度

4	福島市	戸建住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		集合住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
5	郡山市	戸建住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		集合住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
6	会津若松市	戸建住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度
		集合住宅が多い地域	夏季	1	150 kg程度
			冬季	1	150 kg程度

4 提出する報告書の提出期限と部数

受託者は、次のとおり報告書を委託者に提出するとともに、業務完了後、電子データをCD-ROM等の電子媒体で1部提出すること。なお、夏季調査終了後、その結果を速報値として委託者の指示する方法で報告すると共に、委託者から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

(1) 業務着手届出、主任技術者報告書、工程表 各1部

契約後速やかに提出すること。

(2) 燃えるごみ組成分析調査結果報告書 各1部

令和9年3月31日（水）までに提出すること。

ただし、夏季調査については速報値として令和8年11月末まで提出すること。

(3) 業務完了報告書 1部

業務完了後、速やかに提出すること。

5 その他

(1) 法令等の遵守

この業務を実施するに当たり、関係法令等を順守しなければならない。

(2) 本業務に必要な経費

上記3の業務に必要な調査費用、資機材費、労務費等は受託者が負担するものとする。ただし、分析調査を行う場所は委託者が指定し、場所の使用に費用が発生する場合は受託者が負担しないものとする。

(3) 別途協議

本仕様書に記載のない事項は、別途協議し定めるものとする。

県燃えるごみ組成分析調査 組成分類表

別紙1

分類1	分類2	具体例
1 燃えるごみ	1-1 生ごみ（未開封、未使用食品）	未開封、未使用食品
	1-2 生ごみ（食品残渣）	野菜くず、魚アラ、食べ残し
	1-3 布類	衣類、カーペット、カーテン等
	1-4 プラスチック類（容器包装プラスチック・レジ袋・指定ごみ袋以外）	ホース、ゴムボート、ビデオテープ、洗濯ばさみ、おもちゃ等
	1-5 指定ごみ袋	指定ごみ袋
	1-6 剪定枝、草	剪定枝、枯葉、草
	1-7 使用済み紙おむつ	
	1-8 リサイクルできない紙類	汚れ・臭いの付いた紙、耐油、加工紙、シュレッダー処理、アルミ付き紙パック等
	1-9 リサイクルできない布類	汚れ・臭い・破損している衣類、使用済み雑巾等
	1-10 その他の燃えるごみ（資源物、燃えないごみではないもの）	皮革類(革靴、鞆 ベルト、グローブ)、割り箸等
2 古紙類	2-1 新聞	新聞紙、広告
	2-2 ダンボール	ダンボール容器
	2-3 雑誌・書籍類	雑誌、漫画、ノート、事務用紙
	2-4 紙パック(アルミなし)	牛乳パック、ヨーグルトパック
	2-5 雑紙（紙製容器包装）	包装紙
	2-6 雑紙（その他）	
3 容器包装プラスチック	3-1 容器包装プラスチック（食品用容器包装）	肉・魚の発泡皿、弁当容器
	3-2 容器包装プラスチック（その他）	食品用以外の容器包装プラスチック
	3-3 ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトル
	3-4 レジ袋	レジ袋
4 資源物（古紙、容器包装プラスチック以外）		かん類、びん類
5 燃えないごみ、処理不適物		金属くず、廃家電

		総重量 kg	
分類1	分類2	具体例	重量(kg)
1 燃えるごみ	1-1 生ごみ (未開封、未使用食品)	未開封、未使用食品	
	1-2 生ごみ (食品残渣)	野菜くず、魚アラ、食べ残し	
	1-3 布類	衣類、カーペット、カーテン等	
	1-4 プラスチック類 (容器包装プラスチック・レジ袋・指定袋以外)	ホース、ゴムボート、ビデオテープ、洗濯ばさみ、おもちゃ等	
	1-5 指定ごみ袋	指定ごみ袋	
	1-6 剪定枝、草	剪定枝、枯葉、草	
	1-7 使用済み紙おむつ		
	1-8 リサイクルできない紙類	汚れ・臭いの付いた紙、耐油、加工紙、シュレッター処理、アルミ付き紙パック、	
	1-9 リサイクルできない布類	汚れ・臭い・破損している衣類、使用済み雑巾	
	1-10 その他の燃えるごみ (資源物、燃えないごみではないもの)	皮革類(革靴、鞆 ベルト、グローブ)、割り箸等	
2 古紙類	2-1 新聞	新聞紙、広告	
	2-2 ダンボール	ダンボール容器	
	2-3 雑誌・書籍類	雑誌、漫画、ノート、事務用紙	
	2-4 紙パック(アルミなし)	牛乳パック、ヨーグルトパック	
	2-5 雑紙(紙製容器包装)	包装紙	
	2-6 雑紙(その他)		
3 容器包装プラスチック	3-1 容器包装プラスチック (食品用容器包装)	肉・魚の発泡皿、弁当容器	
	3-2 容器包装プラスチック (その他)	食品用以外の容器包装プラスチック	
	3-3 ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトル	
	3-4 レジ袋	レジ袋	
4 資源物(古紙、容器包装プラスチック以外)		かん類、びん類	
5 燃えないごみ、 処理不適物		金属くず、廃家電	